

静岡県立静岡がんセンター公的研究費職務分掌規程

平成 26 年 12 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正）」において要請されている事項を踏まえ、静岡県立静岡がんセンターにおける公的研究費（科学研究費助成事業（科研費））にかかる経理等に関する職務分掌を定めるものとする。

(職務分掌)

第 2 条 科学研究費助成事業（科研費）に関する経理等は、総務課、管理課及び研究所事務職が担当し、下表のとおりとする。

< 表 1 発注等 >

職務分掌	担当
①発注等にかかる決議書の起案	研究所事務職
②起案書類の確認	総務課（研究・研修班）、管理課経理班
③決裁	管理課長

< 表 2 納品確認等 >

職務分掌	担当
①納品確認及び検収	研究所事務職
②検収立会	総務課（研究・研修班）

< 表 3 支出等 >

職務分掌	担当
①支出にかかる決議書の起案	研究所事務職
②支出にかかる証憑書類の確認	総務課（研究・研修班）、管理課経理班
③決裁	管理課長

(責任)

第 3 条 前条の区分による担当者は、自らの職務分掌の行使又は不行使の結果について責任を負わなければならないことを十分に認識し、確実にその職務を遂行しなければならない。

附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。